

# 新吉田小学校 学校いじめ防止基本方針

令和5年4月改定

## (1) いじめ防止に向けた学校の考え方

### ①いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているもの」をいう。

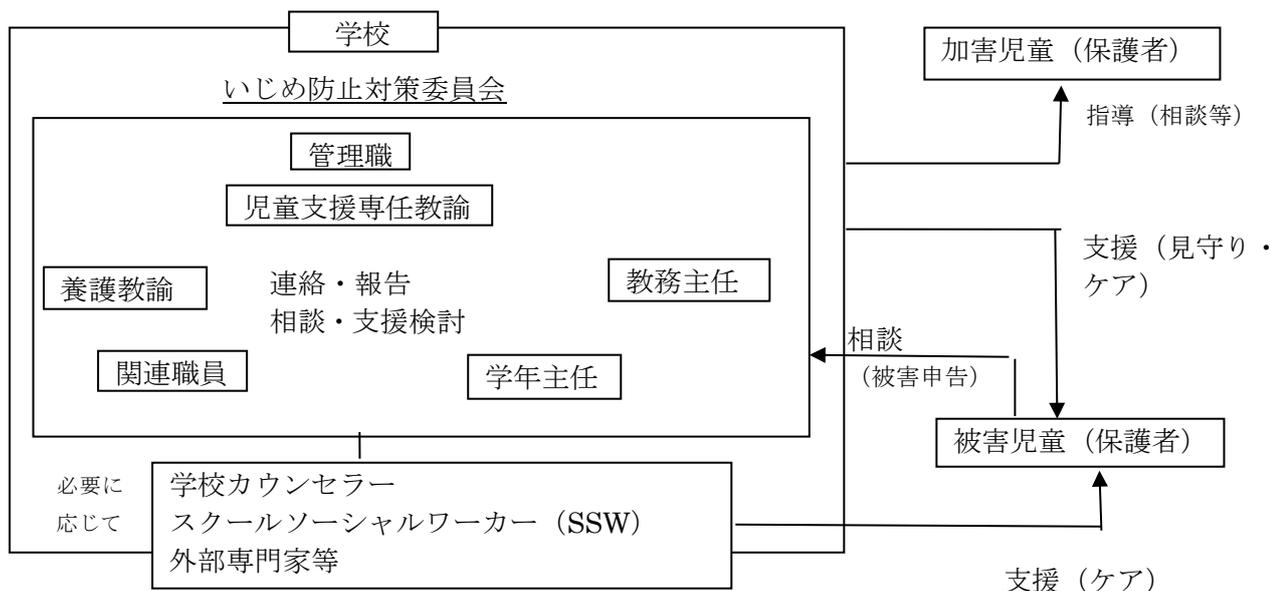
### ② いじめ防止等に向けての基本理念

#### 《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

本校の子どもたちが学校教育目標である「しんけん なかよし だいすき ～全力で取り組み、力を合わせて、互いに認め合う子を育てます～」に育つことにより、学校は、誰もが安心して安全に過ごせる場となり、望ましい人間関係を形成することができる。いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるという認識に立ち、学校はいじめの防止においても、学校教育目標を柱に、様々な教育活動を活用して取り組む必要がある。また、その取組については、個人や学年の発達段階に応じた支援を心がける。また、いじめやその疑いがあるときは、組織的かつ丁寧、迅速に取り組むこととする。

## (2) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ① 委員会の構成員



## ② 委員会の運営

- ・「いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

## (3) 委員会の活動内容

### ●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

### ●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

### ●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

## (4) いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ① いじめの未然防止

本校ではいじめの未然防止を図るため、一人ひとりがお互いを大切に思う意識を育て、常日頃人権意識を向上できるような学校風土を育てていく。そのためには道徳教育の中で、毎日の学級活動の中で、学校生活全体を通して人権の意識を高めて行くことを進めていく。また、子どもたちが常に興味もてる授業を構築し、毎日の生活を充実させ、自分と友達を大切に思う気持ちを育て、自分が友達から認められていると思える環境を整えていく。

#### ○子どものサインに事前に気づきやすくする取組

- 児童への日常的な声かけ
- 児童理解・カウンセリング等の研修
- 丁寧な引き継ぎ、情報共有

#### ○児童が相談しやすい雰囲気作り

- YP プログラムを活用した授業づくり
- 学校生活アンケート、いじめアンケート、教育相談の実施

○発達に応じた児童指導の徹底

道徳教育、人権教育の充実

児童が主体となったあいさつ運動やいじめ撲滅キャンペーン

インターネットモラル教育の実施

## ② いじめの早期発見

「学校には常にいじめが存在する。」という前提のもと、いつでもどこでも起こりえ  
ると考えて対応する。仮にいじめを発見した場合、組織的にすぐ対応し二度といじめを  
起こさない体制作りを行う。また、常日頃児童及び保護者の悩みや不安な気持ちにすぐ  
応えられるよう、教育相談体制を充実させ、問題が小さいうちに解決するよう努力する。  
また、教職員がいじめに対して素早く的確に対応できるようにいじめに対する研修を数多  
く重ねておく。

○いじめの定義理解を含む教職員への研修

○いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）

○定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施

○定期的な教育相談の実施

○保護者、地域、関係機関との連携

## ③ いじめに対する措置

もし不幸にも学校でいじめが起きてしまったら、直ちに被害者からの聞き取り、被害  
児童・保護者との連携を図り、「学校は全力で被害者を守る」という姿勢を貫く。些細  
な事案に対しても丁寧に対応し、被害児童、保護者に対して十分なケアに努め、信頼関  
係を築く。問題が学校だけで対応しきれない場合は、関係諸機関との連携を図っていく。

## ④ いじめの解消

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発した  
りすることのないよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確  
認を行う。教育的観点からいじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の経過を  
追い、再発等の防止を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消して  
いる」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、こ  
れらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断す  
るものとする。

ア いじめに係る行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

## ⑤ 教職員の研修

○児童生徒理解研修。

○いじめ防止、対応に向けた校内研修。

○いじめ防止対策推進法の研修。

## ⑥ 学校運営協議会

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

## ⑦ 取組の年間計画

- 4月 いじめの定義・児童理解研修 引き継ぎ
- 5月 学校運営協議会  
第1回いじめアンケート実施・教育相談①
- 6月 YP アセスメント①実施（2～6年）  
携帯電話教室（3～6年）
- 7月 横浜子ども会議（中学校ブロック話し合い）
- 8月 職員による児童実態把握研修
- 10月 生活アンケート②・YP アセスメント②実施
- 11月 第2回いじめアンケート実施・教育相談②
- 12月 いじめ解決一斉キャンペーン・人権週間
- 2月 学校運営協議会
- 3月 年間の振り返り、新年度への引き継ぎ
- 年間 いじめ防止対策委員会（月1回・随時）

## (5) 重大事態への対処

① 重大事態が起こった際の学校の対応として、以下の内容を明記する。

### ○【報告】

重大事態と思われる案件発生の場合、直ちに教育委員会へ報告する。

### ○【調査・報告】

「いじめ対策委員会」を中核として直ちに対処するとともに、再発防止も視野においた「調査」を実施する。調査結果は直ちに教育委員会へ。

### ○【児童・保護者への報告】

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

## ② その他

「必要に応じて、いじめ学校基本方針を改定し、改めて公表する」

### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は  
○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）

### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

## (6) いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。」